

に振ひ、孝は子孫に継ぐ」といふ。諒に委る、三宝の験徳にして善神の加護なりといふことを。今惟に推ぬれば、「八日を遷て銚き鋒に逢はむ」といふは、宗我入鹿の乱に當る。「八日」といふは、八年なり。「妙徳菩薩」といふは、文殊師利菩薩なり。「一の玉を服ましむ」といふは、難を免れしむる薬なり。「黄金の山」といふは、五台山なり。「東宮」といふは、日本国なり。「宮に還りて仏を作らむ」といふは、勝宝心貞聖武太上天皇、日本国に生れて寺を作り仏を作りたまふなり。爾の時に並び住む行基大徳は、文殊師利菩薩の反化なり。是れ奇異しき事なり。

観音菩薩を憑念ひて現報を得る縁 第六

老師行善は、俗姓堅部氏なり。小治田宮に宇御めたまひし天皇の代に、遣されて高麗に学ぶ。其の国の破るるに遭ひて流離へて行く。急に其の河辺にして椅壞れ船無く、過渡るに由無し。断えたる橋の上に居て心に観音を念ふ。すなはち老翁舟に乗り迎へ速りて、同じく載せて共に渡る。渡り竟りて後に舟より道に下るれば老公は見えず。其の舟は忽に失す。すなはち観音の応化なら

るが、本説話の本記の内部では、三十二年として何の矛盾も存しない。三、なぐい。底本訓釈「殿太、加不」。四、底本訓釈「諸字へ奈利」。同意をあらわす。五、書紀には西三時、有寺四十六所、僧八百六十六人、尼五百六十九人、并一千三百八十五人ことある。六、百濟の僧。推古天皇十年十月に來朝し書紀。七、毛書紀では僧正。八、屋栖古が僧都に任ぜられたことは、本説話以外に所伝をみない。

一、書紀にみえる。底本訓釈「安草、寮か」音安反。二、書紀には、この時に阿曇連が「法頭」に任ぜられている。書紀では僧正、僧都には僧が、法頭には俗人が任ぜられている。三、六二五年。四、底本訓釈「勸觀、上音分、下音服」。五、生前の忠をたたえて歌詠せしめた。雑送には歌舞がおこなわれたのであろう。底本訓釈「詠之乃波之牟」。六、底本訓釈「蘇、左女」二姓「伊文太利」。七、底本訓釈「觀、爾之」。八、阿彌陀經通贊疏上には、文殊菩薩は北方常喜世界の歡喜藏摩尼宝積仏である、とみえる（松浦貞俊）。九、「鷄舌香南州異物志云、鷄舌香是草花、可含香口」(和名抄)。一〇、到ると同時に、の意。一一、底本訓釈「炫、加、也久」。一二、底本訓釈「愛、己、爾」。一三、僧。七衆のひとつ。出家の成年男子。天然風の容姿であることをうかがわせる。一四、東宮に仕える従者の童。底本訓釈「童和良波奈利」。一五、軍勢の比喩的表現。底本訓釈「銚、止文」二鋒(左文)。一六、中卷四十縁。一七、底本訓釈「蝦、太方支乃」。一八、底本訓釈「吞乃見」。一九、「南无」は、帰依する。二〇、是は、広韻「上平、十一、模」(莫胡切)に「无、南无、出、積典、又音無」とあり、一も。「妙徳菩薩」は文殊菩薩。文殊菩薩に

むと疑ふ。すなはち誓願を發し、像を造りて恭敬はむとす。遂に大唐に至りて、すなはち其の像を造りて日夜歸り敬ふ。号けて河辺法師と曰ふ。法師の性忍辱人に過ぎ、唐皇に重せらる。日本国の使に從ひて、養老二年に本朝に歸向る。興福寺に住み、其の像を供養して卒ぬるに至るまで息まず。誠に知る、観音の威力の思議すること難きことを。讚に曰はく「老師遠く學びて、難に遭ひて歸らむとす。濟渡るに由無く、聖を憶ひて椅に坐る。心に威力に憑りて、化翁來り資く。別れて後に遙に翳れ、儀を凶して常に礼みて、其の役輟まず」といふ。

龜の命を贖ひ生を放ちて現報を得龜に助けらるる縁

第七

禪師弘濟は、百濟国の人なり。百濟の乱の時に當りて、備後国三谷郡の大領の先祖、百濟を救はむが為に軍旅に遣さるる時に、誓願を發して言さく「もし平に還來らば、諸の神祇の為に伽藍を造立て多諸くの寺を起らむ」とまうす。遂に災難を免れ、すなはち禪師を請へて相共に還來り三谷寺を造る。其

歸依いたします。一、底本訓釈「龍(万可利)」。二、みずからの作つた罪過を後悔すること。本説話は日本の文殊梅過の起源説話といふべきか。三、見ると同時に、の意。蘇生のイメージは中巻七縁に結びついている。三、六五〇年。四、讚嘆の短文。四字句が主。五、特にそのみに心を寄せる。底本訓釈「儻(加多知波比)」。六、底本訓釈「存(持也)」。七、底本訓釈「天(奈加奈波爾奈利奴留已止)」。八、底本訓釈「諫(誠也、並知也)」。九、皇極天皇二年(西)に山背大兄王を饗つたことをいう。「八日」「八年」は「十八日」「十八年」の誤り、とするのは攻証。「乱」のイメージは下巻七縁の仲磨の乱に結びつく。一〇、中国山西省に所在。文殊菩薩の居処。一一、聖武天皇。この尊号は本書特有のもの。統日本紀・天平宝字二年(壬亥)八月九日条には勝宝感神聖武皇帝。本書の尊号は光明子の尊号「天平心眞仁正皇太后との混同、とするのは攻証の説。三、聖德太子が聖武天皇に転生し、文殊菩薩が行基に化した、とする。上巻四縁と合わせ読むならば、聖武天皇を聖とし行基を隱身の聖としていることがわかる。

第六縁 善業についての現報説話。今昔物語集・十六ノ一、扶桑略記・養老二年(七〇)条に書承。

三、底本訓釈「憑(估也、依也)」。四、高齢なるがゆえの称であろうが、年齢に関しては疑点が多い。五、統日本紀・養老五年六月二十三日の詔に「沙門行善、負笈遊學、既經七代、備嘗難行、解三五術、方掃本郷、給賞良深、如有修行天下諸寺、恭敬供養、一同僧綱之例」とみえる。六、高句麗系の氏族であろう。攻証は堅部(氏)とする。七、推古天皇は五九

禪師弘濟は、百済国の人なり。百済の乱の時に當りて、備後国三谷郡の大領の先祖、百済を救はむが為、重旅に遣さるる時に、誓願を發して言さく「もし平に還来らば、諸の神祇の為に伽藍を造立て多諸くの寺を起らむ」とまうす。遂に災難を免れ、すなはち禪師を請へて相共に還来り三谷寺を造る。其

の禪師の伽藍と諸の寺とを造立てたる所以なり。道俗觀て、共に為に欽敬ふ。禪師尊き像を造らむが為、京に上り財を売る。既に金と丹との等き物を買ひて、難破の津に還到る。時に海の辺の人大なる龜四口を売る。禪師人に勧へて買ひて放たしむ。すなはち人の舟を借り、童子二人を將て共に乘りて海を渡る。日晩れ夜深けて舟人欲を起し、備前の骨嶋の辺に行到りて、童子等を取りて海の中に擲入る。然うして後に禪師に告げて云はく「速に海に入るべし」といふ。師教化ふといへども賊なほ許さず。茲に願を發して海の中に入る。水腰に及ぶ時に石を以ちて脚に當つ。其の暁に見れば、龜負へり。其の備中の浦にして、海の辺に其の龜三領きて去る。是れ放てる龜の恩を報ゆるかと疑ふ。時に賊等六人、其の寺に金と丹とを売る。檀越まづ量るに価を過ゆ。禪師後に出でて見れば、賊等忙然しくして退進を知らず。禪師憐愍びて刑罰を加へず。仏を造り塔を齎り、供養し已りぬ。後に海の辺に住みて往き来る人を化ふ。春秋八十有余のとしに卒ぬ。畜生すらなほ恩を忘れず、返りて恩を報ゆ。何にいはむや、人にして恩を忘れむや。

第六縁 善業についての現報説話。今昔物語集・十六ノ一、扶桑略記・養老二年(七二八)条に書承。
三 底本訓釈「憑估也、依也」。三 高齡なるがゆえの稱であらうが、年齢に關しては疑点が多い。五 統日本紀・養老五年六月二十三日の詔に「沙門行善、負笈遊學、既經七代、備嘗難行、解三五術、方掃本郷、矜貧良深、如有修三行天下諸寺、恭敬供養、一同僧網之例」とみえ。三 高句麗系の氏族であらう。改註は堅部(三)氏とする。三 推古天皇は五九

二年に即位、六二八年に薨去。下文に養老二年に備老元年は九十年にあたる。統日本紀に「負笈遊學、既經七代」とあるより推せば、齊明天皇の代(五五七)に高麗に渡つたことになり、推古天皇の代とすれば九十年以上の遊學となり、高麗に高齡にすぎることが、本説話の内部に矛盾を生じるわけではない。毛 高句麗。六 六六八年。元 原文「急其河辺、椅壞無船」。其は通説にしたがって「そ」と訓んだが、この「其」は「於」の意で用いられているような印象を与えている。別の訓みが考えられてもよい。四 「老翁」のイメージは中巻八縁の「不知老人」に結びついている。観音を念じたところ船が現われて救われた、という説話には、繫觀世音庇験記の竺法純の説話がある。四 老翁と舟がたちまちに消えたというイメージは下巻八縁の「既而其像、奄然不現」に結びついている。

一 耐え忍ぶこと。六 波羅蜜のひとつ。二 七一年。三 扶桑略記・養老二年条には「安置其像於興福寺、夙夜供養、然間其像俄失、不知所在矣」とある。四 掃、掃、資、に押韻をこころみている。五 底本訓釈「資(助也)。六 底本訓釈「過(忽也)。七 底本訓釈「賢(可久礼奴)。八 底本訓釈「輒(止也)」。第七縁 善業についての現報説話。今昔物語集十九ノ三十に書承。九 買取。底本訓釈「贖(阿可比天)」。一〇 未詳。本説話以外に所伝をみない。一一 六六〇年、百濟滅亡。一二 三谷島(三)次市、双三郡あり。一三 郡の長官。「掌撫養所部、檢察郡事」(職員令)。一四 六六一年、出兵。六六三年、白村